

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第

七九号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化を促進するため、容器包装利用事業者による排出の抑制を促進するよう必要な措置を導入するとともに、容器包装廃棄物の分別収集に当たり、再商品化の合理化に寄与した市町村に対して特定事業者が金銭を支払う仕組みを創設するなどの措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、法律の目的及び基本方針等に排出抑制の促進に係る規定を追加するとともに、レジ袋対策等における消費者の意識向上と事業者による取組との連携の促進を図れるよう、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱する。

また、小売業者等容器包装を用いる事業者について、レジ袋対策等を内容とする「事業者の判断の基準となるべき事項」を主務大臣が定めるほか、容器包装を多量に用いる事業者に対し、取組状況の報告を義務付け、取組が著しく不十分な場合は勧告、公表、命令等を行う措置を導入する。

二、市町村による容器包装廃棄物の分別収集の質を高め、再商品化の合理化を促進するため、再商品化の合理化が図られた場合、これに寄与した市町村に対して特定事業者が金銭を支払う仕組みを創設する。

三、再商品化の義務が課せられているにもかかわらず、その義務を履行しない特定事業者に対する抑止効果を高めるため、罰則を強化する。

四、この法律は、一部を除き、平成十九年四月一日から施行する。